

○西和賀町ふるさと応援地域づくり活動支援補助金交付要綱

令和6年3月31日告示第38号

(趣旨)

第1 この要綱は、がんばる西和賀応援寄附基金条例（平成21年西和賀町条例第1号）に基づく寄附金を活用し、公益目的活動又は地域活性化に資する活動（以下「地域づくり活動」）を行う団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、西和賀町補助金交付規則（平成17年西和賀町規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益目的活動 文化、芸術、福祉、教育、スポーツその他の公益に関する活動であって、町民を含む不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。
- (2) 地域活性化に資する活動 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する特定非営利活動又は公益目的活動であって、町の地域活性化につながる活動をいう。

(補助金交付対象団体)

第3 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域づくり活動を行う法第2条第2項に規定する特定非営利法人
- (2) 西和賀町地域づくり組織条例（令和3年西和賀町条例第4号）第2条第5号に規定する地域づくり組織
- (3) 地域の資源及び人材を生かし、地域の活力及び魅力を創造する活動又は法別表に掲げる活動を行う団体

(登録の要件)

第4 町長が補助対象団体として登録することができる団体は、次に掲げる要件の全てに該当する団体とする。

- (1) 町内に主たる事務所を有し、町内で活動していること。
- (2) 会計処理が適切に行われていること。
- (3) 宗教活動又は政治活動が行われていないこと。
- (4) 西和賀町暴力団排除条例（平成28年西和賀町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員である者が、団体の

活動に関与していないこと。

(5) 町税その他町に対する債務を滞納していないこと。

(登録の申請)

第5 補助対象団体としての登録を受けようとする団体(以下「登録申請団体」という。)は、西和賀町ふるさと応援地域づくり活動補助対象団体登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 定款、規約その他これらに相当する書類

(2) 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(3) 事業収支予算書

(4) 事業計画書

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、西和賀町ふるさと応援地域づくり活動補助対象団体登録決定(却下)通知書(様式第2号)により、登録申請団体に通知するものとする。

3 前項により登録を受けた登録申請団体(以下「補助対象団体」という。)は、当該年度の次年度も引き続き補助対象団体としての登録を希望する場合にあっては、町長が別に指定する期日までに、次年度の事業収支予算書及び事業計画書を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に提出の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(登録の変更)

第6 補助対象団体は、第5第1項又は第3項の規定により提出した書類の内容に変更があったときは、速やかに西和賀町ふるさと応援地域づくり活動補助対象団体登録変更届出書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(登録の辞退)

第7 補助対象団体は、補助対象団体としての登録を辞退しようとするときは、西和賀町ふるさと応援地域づくり活動補助対象団体登録辞退申出書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第8 町長は、補助対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象団体としての登録を取り消すものとする。

(1) 補助対象団体から第7の規定による登録辞退の申出があったとき。

(2) 第4各号に規定する要件を満たさなくなったと町長が認めるとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助対象団体として登録の申請をしたことが判明したとき。

(4) 補助対象団体が行う活動が、地域づくり活動に該当しなくなったと認め

られるとき。

(補助金の額)

第9 町長は、寄附金の寄附者が特定の補助対象団体に対する支援の意向を示した寄附金の額ごとに、当該寄附金の収受に要する経費として、寄附金の額に100分の50を乗じて得た額を差し引いた額を補助金として、当該補助対象団体に対して交付するものとする。ただし、寄附金の額に100分の50を乗じて得た額を差し引いた額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(寄附金額の通知)

第10 町長は、補助対象団体に対し、町長が別に定める期間ごとに補助対象団体に対する寄附金の額を西和賀町ふるさと応援地域づくり活動補助対象団体寄附金額通知書(様式第5号)により、通知するものとする。

2 前項の規定により通知する場合であって、寄附金の寄附者が次に掲げる事項を当該補助対象団体に通知することへの同意があるときは、前項に規定する通知に併せて次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 寄附者の氏名

(2) 寄附者の住所地の市区町村名

(3) 寄附金額

(交付申請)

第11 第10第1項の規定による通知を受けた補助対象団体で、補助金の交付を受けようとするものは、西和賀町ふるさと応援地域づくり活動支援補助金交付申請書(様式第6号)により、町長に申請するものとする。

(交付決定)

第12 町長は、第11に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定するものとする。

2 前項の交付決定に当たっては、特別の利益が寄附金の寄附者に及ばないことを条件とする。

3 町長は、第1項の決定をしたときは、西和賀町ふるさと応援地域づくり活動支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第7号)により、当該補助対象団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13 補助対象団体は、第12第3項の通知を受けたときは、西和賀町ふるさと応援地域づくり活動支援補助金請求書(様式第8号)を町長に提出し、補助金の請求をしなければならない。

2 町長は、前項の請求があった時は、速やかに補助金を交付するものとする(実績報告)

第 14 補助金の交付を受けた補助対象団体は、第 5 の規定により提出した事業計画書の事業完了の日から起算して 30 日を経過する日までに、西和賀町ふるさと応援地域づくり活動支援補助金実績報告書（様式第 9 号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 15 町長は、交付決定を行った補助対象団体について、次の各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 交付決定を行った時点において、第 3 各号に規定する要件を満たしていなかったとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により補助金交付団体として登録し、又は補助金の交付を受けたとき。
- （3） 第 12 第 2 項の条件に違反したとき。
- （4） 交付決定を行った時点において、補助対象団体が行う活動が、地域づくり活動に該当していなかったと認められるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を西和賀町ふるさと応援地域づくり活動支援補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により、当該補助対象団体に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 16 町長は、第 15 の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、西和賀町ふるさと応援地域づくり活動支援補助金返還命令書（様式第 11 号）により、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（その他）

第 17 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。